

山梨 の 自然災害

自然災害を 学ぶ

発生する被害と過去に起こった災害

近年は、全国各地で生命が脅かされるような自然災害が度々発生しています。山梨県で想定される自然災害には、台風等による大雨や暴風そして大雪などが考えられます。

生命を守るためにまずは、災害により発生する被害、過去に起きた災害を正しく知ることが大切です。

大雨や台風、大雪によって起こる被害

● 風水害

県内には多くの河川があり、台風等により降水量が増えると河川の氾濫や浸水、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生します。また暴風により、ものが飛んで来たり、倒れたりすることで被害が発生することがあります。



浸水



土砂災害



暴風



河川の氾濫

● 雪害

山梨県は豪雪地帯の一つでもあります。雪は、長時間その場に残るため、降雪時だけではなく、降雪後も、様々な被害を引き起こします。



大雪による家屋の倒壊

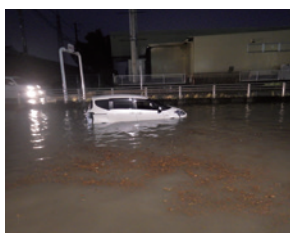


雪崩

県内で発生した過去の災害

水 害

- 2000年9月
甲府地方気象台観測史上最大の豪雨。床上浸水103棟
- 2004年10月
台風23号により県内で大雨。土砂崩れ発生。床上浸水57棟



2018年8月の大雨

雪 害

- 2014年2月
1894年の観測開始以来、120年目の大雪となり、甲府で114cm、河口湖143cmを記録。死者5名、住家全壊13棟、半壊32棟、一部破損1,799棟



2014年2月の大雪

出典:山梨県地域防災計画

災害について正しく知ったうえで、「自分の命は自分で守る」という認識と日頃からの対策が重要です。

備え1

避難について確認

家族で話し合しましょう。

- 非常用品の備蓄
- 緊急避難場所、避難所、道順の確認
- ハザードマップ等での住んでいる地域の災害リスクの確認
- 家族との連絡方法
- 避難指示の対応(水害時)



令和3年5月から避難情報が変わりました。

- 変更点**
- 警戒レベル4は「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化
 - 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5を待つことなく、警戒レベル4までに避難することが大事です。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	<p>災害発生又は切迫</p> <p>きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	<p>災害のおそれ高い</p> <p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>避難指示(緊急) 避難勧告</p>
3	<p>災害のおそれあり</p> <p>こうれいしゃどうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	<p>今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

画像:内閣府「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」より

## 備え2

### 損害保険への加入

経済的な備えが充分かを確認しましょう。

#### ● すまいの保険

すまいの保険(火災保険)では、火災だけでなく、風災・水災・雪災・落雷などの風水災等による損害を補償する商品があります。いわゆる水災による損害についても、一定割合以上に達するものであれば補償の対象としている商品もあります。

**例** すまいの保険(火災保険)で補償される風水災等による被害



風災 (台風や暴風など) 水災 (洪水や床上浸水など) 雪災 (大雪やなだれなど) 落雷

#### ● くるまの保険

くるまの保険(任意の自動車保険)では、「車両保険」を付けていると、台風や洪水などの風水災等によって自動車が損害を被った場合に保険金が支払われます。水没した場合は修理費用が高額となるケースが多いです。

事故の内容	車両保険なし	補償限定型車両保険※	一般的な車両保険※
洪水で車が水没	×	○	○
	補償されません	補償されます	補償されます

※保険会社により名称が異なります。

#### ● からだの保険

からだの保険(傷害保険)では、台風や洪水などの風水害等によってケガをした場合に、損害を補償する商品があります。

※ご契約されている損害保険が風水災等を補償する契約内容に該当するか、ご確認願います。詳しくは損害保険会社または代理店にお問い合わせください。